

「(仮称)三原市こども計画」策定のためのニーズ調査・分析業務受注者
選定に係る公募型プロポーザル手続きの開始について(公告)

次のとおり企画提案を募集します。

令和5年9月11日

三原市長 岡田 吉弘
(子育て支援課)

1 業務概要

(1) 業務名称

「(仮称)三原市こども計画」策定のためのニーズ調査・分析業務

(2) 目的

「みはら子育て応援プラン(第2期三原市子ども・子育て支援事業計画)」の期間が令和6年度で満了すること、また、令和5年4月施行の「こども基本法」において、市町村に「こども計画」の策定が努力義務化されたことから、令和7～11年度を期間とする「(仮称)三原市こども計画」の策定に向けて、子ども・子育て支援に関する生活実態やニーズ等を把握するための調査・分析を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 予算上限額

4,400千円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)

2 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2号各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱(平成17年三原市要綱第204号)の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者

指名の停止を受けていないこと。

(4) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 市税等を滞納していないこと。

(6) 令和 3～5 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。

(7) 三原市暴力団排除条例（平成 24 年三原市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者でないこと

3 添付資料

(1) 「(仮称) 三原市こども計画」策定のためのニーズ調査・分析業務受注者プロポーザル選定募集要項

(2) 「(仮称) 三原市こども計画」策定のためのニーズ調査・分析業務仕様書

4 問合せ先

三原市こども部子育て支援課 子育て企画係 担当：有木，坂田，阿草

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

Tel 0848-67-6079 Fax 0848-67-5934

E-Mail アドレス kosodate@city.mihara.hiroshima.jp